

3 予 予 第 1 1 6 9 号

令和 3 年 1 0 月 2 8 日

各 部 長 等 殿
消 防 署 長

予 防 部 長

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 P F O S 又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項について（通知）

このことについて、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 P F O S 又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 3 年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 1 号。以下「改正省令」という。）の公布については、令和 3 年 1 0 月 8 日付予防部長通知により既に通知したところです。

今般、総務省消防庁から別添えのとおり、改正省令の施行に伴う留意事項が示されたことから、下記の事項に留意し、適正な事務の執行に配意願います。

記

1 新たに規制対象となる消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤について

(1) 規制対象

P F O A 又はその塩が含有されているものであって、P F O A の性能を使用するために意図的に添加して製造された消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤（以下「消火器等」という。）

(2) 既設の消火器等の扱い

既に設置済みの消火器等で規制対象となったものは、改正省令に従った取扱いが必要となりますが、引き続き、防火対象物の関係者による継続設置、保有及び火災時の使用は可能です。

(3) 規制の対象となる製品について

ア 消火器及び消火器用消火薬剤

流通している消火器のうち、規制対象外となる製品については、一般社団法人日本消火器工業会のホームページにより確認ができます。

イ 泡消火薬剤

流通している泡消火薬剤が規制の対象か否かについては、一般社団法人日本消防装置工業会のホームページにより確認ができます。

(4) 泡消火薬剤の混合使用について

PFOA又はその塩を含有する泡消火薬剤の混合使用については、現時点では認められていません。火災、誤放出等により泡消火薬剤の補充が必要となった場合や、点検により従前の泡消火薬剤と同一の泡消火薬剤が補充できない場合には、泡消火薬剤の全部を交換する必要があります。

2 泡消火設備の点検について

(1) 泡消火薬剤の分布等の点検

泡消火薬剤の分布等の点検については、令和3年6月14日付予防部長通知に示しているとおり、すべての泡消火薬剤についてサンプリングによる点検が認められました。

また、改正省令の施行により規制対象となる泡消火薬剤について、サンプリングによる点検ではなく泡放射による点検を実施した場合は、PFOS同様、放出した泡消火薬剤を回収するとともに、回収した泡消火薬剤又は泡消火薬剤をふき取った布等を密閉できる容器に入れて保管する必要があります。

(2) 留意事項

令和3年6月14日付予防部長通知、2に示している留意事項について、引き続き関係者への適切な指導に努めてください。

ア 加圧送水装置（ポンプ方式）の手動式起動操作部の機能に係る点検は、点検毎に異なる放射区域を選択し実施すること。

イ 各一斉開放弁の点検結果について、必要に応じ、令和3年5月27日付消防庁予防課長通知別添の「一斉開放弁」点検実施記録票を参考に記録すること。

ウ 泡消火薬剤の分布等について、消火薬剤の機能を維持するための措置を講じた場合には、点検票の備考欄に同措置を講じた旨を記載するとともに、同措置を講じていることが確認できる資料を維持台帳に編纂し管理すること。

3 製造所等に設置されたPFOA又はその塩を含有する消火薬剤を使用する消火設備の取扱いについて

危険物関係施設の審査基準第21のとおり、消火薬剤の取替（薬剤の種類の変更を含む。）は、「確認を要しない軽微な変更工事」となります。

4 今後の対応について

既に設置済みの消火器等で規制対象となったものについては、改正省令に従った取扱いにより継続設置して問題ありませんが、建物関係者等から消火器及び泡消火薬剤の交換等に関する問い合わせがあった場合は、環境放出抑制の観点から、点検等の時期を捉え、規制対象外の消火器等への交換を推奨してください。PFOS又はその塩を含有する消

火器等についても、同様に交換を推奨してください。

また、消火器等が規制対象に該当するか否か確認するため、各工業会のホームページに一覧が掲載されていることを案内してください。

5 PFOA関連物質の規制について

今後、PFOA又はその塩と同様に、PFOA関連物質についても化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「化審法施行令」という。）の改正が予定されています。

PFOA関連物質に係る化審法施行令等の改正に伴う規制対象や取扱い等が明確になると、本通知や各工業会ホームページの内容に変更が生じる可能性があります。

6 規制対象となる泡消火薬剤を設置する防火対象物の情報共有について

規制対象の泡消火薬剤が設置されている防火対象物を立入検査等により把握した場合及びPFOS又はその塩を含有する泡消火薬剤が設置されている防火対象物を消防用設備等点検結果報告書の受理等により把握した場合は、署警防課等と情報共有してください。

7 その他

所定の使用年限を経過した泡消火薬剤等（PFOA又はその塩を含有しないものも含む。）を廃棄物として処理する場合又は移替え、漏出及び点検等の際に生じた汚損物を処分する場合においては、従前どおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の関係法令の規定に従い処理する必要があります。

8 引用した通知

この通知における次の略称は、それぞれ続けて示すものを表します。

- (1) 令和3年10月8日付予防部長通知 PFOA又はその塩の第一種特定化学物質への指定に伴うPFOS又はその塩を含有する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について（令和3年10月8日3予第1062号予防部長通知）
- (2) 令和3年6月14日付予防部長通知 泡消火設備の点検基準等及び耐火電線の基準の一部改正について（令和3年6月14日3予査第205号予防部長通知）
- (3) 令和3年5月27日付消防庁予防課長通知 消防用設備等の点検要領の一部改正について（令和3年5月27日消防予第270号消防庁予防課長通知）

問合せ先

予防課消防設備係

消 電 9-501-4762 4767

危険物課保安規制係

消 電 9-501-4822 4826

査察課査察技術係

消 電 9-501-4942 4971

分類記号 F 0 0 0 0 1

3総防管第2767号

令和3年10月25日

東京消防庁予防部長 殿
各市町村消防本部消防長 殿
島しょ各村消防主管課長 殿

東京都総務局総合防災部長

(公印省略)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項について（通知）

標記について、消防庁より別添のとおり通知がありましたので、その内容について了知され、遺漏のないよう対応願います。

【担当】

総務局総合防災部防災管理課消防担当

電話 03-5388-2457（直通）



消 防 消 第 412 号
消 防 予 第 522 号
消 防 危 第 234 号
消 防 特 第 207 号
令和 3 年 10 月 22 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長
消 防 庁 予 防 課 長
消防庁危険物保安室長
消防庁特殊災害室長
(公 印 省 略)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項について（通知）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 3 年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 1 号。以下「省令」という。）が令和 3 年 9 月 21 日に公布され、同年 10 月 22 日に施行されることとなりました。

これに伴い、留意事項を下記のとおりとりまとめましたので、貴職におかれては、その運用に十分に留意されるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであること及び留意事項の内容は厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室、経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室及び環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室と協議済みであることを申し添えます。

記

- 1 PFOA又はその塩を、その成分として意図的に含む有機フッ素化合物を使用している消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤（以下「消火薬剤等」という。）については、

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）第 28 条第 2 項における「第一種特定化学物質が使用されているもの」に該当し、省令において定める技術上の基準に基づく取扱いが必要となること。なお、他の化学物質を製造する際に非意図的に副生される P F O A 又はその塩（以下「副生 P F O A」という。）を含有した消火薬剤等については、第一種特定化学物質を意図的に使用したものではないことから、当該技術上の基準は適用されないこと。

2 省令第 3 条に基づく表示については、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表 P F O S 又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の施行に伴う留意事項について（通知）」（平成 22 年 9 月 3 日付け消防消第 215 号・消防予第 385 号・消防危第 191 号・消防特第 168 号）別紙 1 の 3 及び別紙 2 の例によること。

3 消防機関等は、副生 P F O A を含有した消火薬剤等を使った放射訓練や演習等（以下「放射訓練等」という。）を実施する場合にあっては、次に示すところにより、環境放出を抑えるよう努められたいこと。

（1）放射訓練等を実施する場合は、事前に訓練計画を立てるとともに、訓練場所を指定すること。

（2）化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 144 号。以下「改正政令」という。）の施行前に製造された消火薬剤等を放射訓練等に使用することは極力控えるとともに、第一種特定化学物質が使用されていない訓練用の消火薬剤等や、「副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）」（平成 31 年 3 月 29 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室、経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室、環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室）に基づき、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（平成 30 年 9 月 3 日付け薬生発 0903 第 1 号・20180829 製局第 2 号・環境企発第 1808319 号。以下「運用通知」という。）により、第一種特定化学物質として取り扱わないこととされた物質を使用した消火薬剤等の活用を検討すること。

（3）やむを得ず、改正政令の施行前に製造された消火薬剤等を用いて放射訓練等を実施する場合は、使用する消火薬剤等の量を必要最小限にするとともに、使用薬剤量及び放水量を管理すること。

4 所定の使用年限を経過した消火薬剤等（P F O A 又はその塩を含有しないものを含む。）を廃棄物として処理する場合又は移替え、漏出、訓練及び点検等の際に生じた汚染物を処分する場合等においては、従前どおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）その他の関係法令の規定に従い処理すること。

なお、別途、環境省からPFOA又はその塩を含む消火薬剤等进行处理する場合の留意事項が示された際には、それに留意すること。

- 5 PFOA又はその塩が残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約附属書Aに追加された趣旨に鑑み、その環境放出抑制の観点から、省令において定める技術上の基準の適用を受ける消火薬剤等については、第一種特定化学物質が使用されていないものや運用通知により第一種特定化学物質として取り扱わないこととされた物質を使用するものへの切り替えを早期に進めるよう努められたいこと。

(連絡先)

消防・救急課 [REDACTED]・[REDACTED]

TEL 03-5253-7522

予防課 [REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]

TEL 03-5253-7523

危険物保安室 [REDACTED]・[REDACTED]

TEL 03-5253-7524

特殊災害室 [REDACTED]・[REDACTED]

TEL 03-5253-7528